

令和4年6月7日

保護者の皆様へ

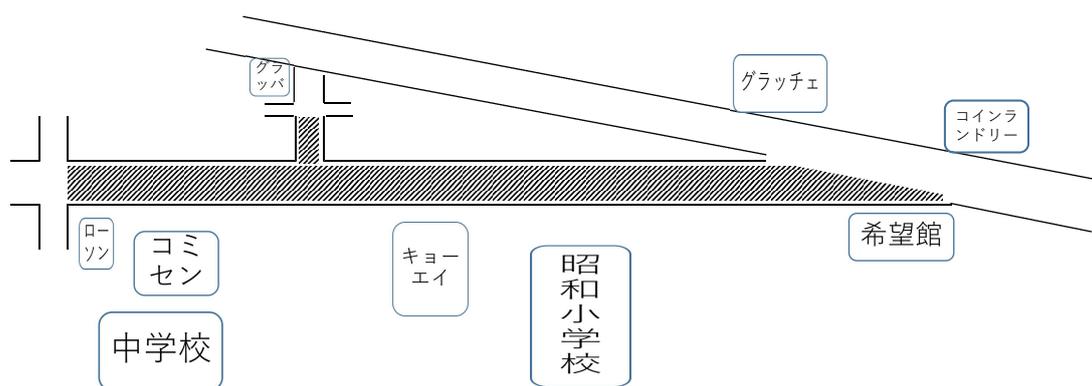
昭和小学校長 高瀬 淳

昭和小学校のスクールゾーンについて

初夏の候、保護者の皆様にはお変わりなくお過ごしのことと存じます。日頃は本校教育の推進に、格別の御理解と御支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昭和小学校では、希望館様の交差点からローソン中昭和町3丁目店様前の交差点までの道路が、朝7:30~8:30の間スクールゾーンとなっており、この時間帯は車両は通行ができません。(下図、斜線部分)もしこの時間帯に通行する必要がある場合は、中央警察署に申請し、通行許可証をもらって下さるようお願いいたします。

- スクールゾーンとは、学童や幼稚園児の交通事故を防止することを目的に行われる交通規制です。通行許可証をもらった車両のみ徐行して通行することができます。
- 通行許可証をもたない車両がスクールゾーンを通行することは、交通違反の対象となります。(加点：2点 反則金：普通車で7000円)
- 子どもの送迎のためでも通行はできません。



子どもたちの安全のため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。